

神戸市外国語大学教育研究評議会規則

2023年4月1日

規則第60号

(趣旨)

第1条 この規則は、神戸市公立大学法人定款（以下「定款」という。）第19条の規定に基づいて、神戸市外国語大学に置く教育研究評議会の組織、議事の手続その他に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 教育研究評議会は、定款第21条に定めるほか、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 他の大学及び大学院等との協定に関する事項
- (2) 神戸市外国語大学の教育研究に関する重要事項（教育研究上の基本となる学部又は大学院研究科等の組織、学科、専攻、外国学研究所若しくはその他の教育研究上重要な施設の設置廃止及び学生の定員に関する事項を含む。）

(組織)

第3条 教育研究評議会は、学長のほか、次に掲げる評議員で組織する。

- (1) 副学長
- (2) 学長が指名する役員（監事を除く。） 3人以内
- (3) 学部長
- (4) 学生支援部長
- (5) 教務部長
- (6) 研究科長
- (7) 外国学研究所長
- (8) 図書館長
- (9) キャリアサポートセンター長
- (10) 教職支援センター長
- (11) 国際交流センター長
- (12) 神戸グローバル教育センター長
- (13) 地域連携推進センター長
- (14) 外国語学部の各学科・グループの代表
- (15) 教育研究評議会の下に設置する専門委員会の長
- (16) 法人の役員又は職員以外の者で大学の教育研究に関し広くかつ高い識見を有する者のうちから、学長が委嘱する者 2人以内

(任期)

第4条 前条に規定する評議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 評議員は、再任されることができる。

(議長の代理)

第5条 議長に事故があるときは、評議員のうちから議長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

(評議員以外の者の出席)

第6条 議長が必要と認めるときは、評議員以外の者を教育研究評議会に出席させ、その意見を聴くことができる。

(特別委員会・専門委員会)

第7条 教育研究評議会は、必要に応じその職掌に属する事項について教育研究評議会を助け、又はその一部を代わって行わせるために、特別委員会若しくは専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会には、評議員でない教員その他の職員を加えることができる。

(報告)

第8条 教育研究評議会は、必要に応じて、その審議の結果を理事会等に報告するものとする。

(庶務)

第9条 教育研究評議会の庶務は、法人事務局経営グループにおいて総括し、及び処理する。

(雑則)

第10条 この規則の改廃は、神戸市公立大学法人例規の制定手続に関する規則（2023年4月第15号）第4条第2項の規定に基づき理事長が行う。

2 この規則に定めるもののほか、教育研究評議会の運営に関し必要な事項は、議長が教育研究評議会に諮って定める。

附 則

1 この規則は、2023年4月1日から施行する。

2 公立大学法人神戸市外国語大学教育研究評議会規程（2007年4月規程5号）は、廃止する。